



2019年5月9日

各 位

会 社 名 三京化成株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 和夫
(コード番号：8138 東証第二部)
問合せ先 取締役管理部長 大槻 一博
(TEL 06-6271-1881)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月26日開催予定の第93期定時株主総会で承認されることを条件として監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定し、これに伴い、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

社外取締役が過半数で構成される監査等委員会を設置することにより、取締役会の監査・監督機能の強化をもってコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに権限委任により意思決定と業務執行を迅速化し、企業価値のさらなる向上を目指すことを目的としております。

(2) 移行の時期

2019年6月26日開催予定の当社第93期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月26日(予定)

定款変更の効力発生日 2019年6月26日(予定)

3. その他

監査等委員を含む取締役人事につきましては、本日開示いたしました「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公示の方法)</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に従い、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 12 条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 13 条 (条文省略)</p> <p>② 前項のほか、必要があるときは取締役会の決議により <u>あらかじめ</u> 公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 14 条～第 19 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>(公示の方法)</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 7 条～第 9 条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>② 前項のほか、必要があるときは取締役会の決議により <u>予め</u> 公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 18 条 (現行どおり)</p>

<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第20条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法) 第21条 (条文省略) (新 設)</p> <p style="text-align: center;">② (条文省略)</p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の残任期間</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">② 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(招集および議長) 第24条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">② 取締役会の招集通知は、会日の4日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">③ 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第20条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">② 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</p> <p style="text-align: center;">③ (現行どおり)</p> <p>(任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">④ 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">② 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(招集および議長) 第23条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">② 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p>
---	---

<p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(責任免除) 第28条 (条文省略) ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。</p> <p>(相談役および顧問) 第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間とする。</p>	<p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(責任免除) 第29条 (現行どおり) ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。</p> <p>(相談役および顧問) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
--	---

<p>(報酬等) 第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(責任免除) 第34条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会) 第35条 <u>監査役会は、特に法令または定款の定める事項のほか、監査役の職務の執行に関する重要な事項を協議しまたは決定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>② <u>監査役会の招集通知は、あらかじめ監査役会で期日を定めた場合を除き、会日の4日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規則) 第36条 <u>監査役会に関する事項については、特に法令または定款に定めのあるもののほか監査役会が定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤監査役) 第37条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(招集) 第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の4日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>② <u>監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p>

<p>(新 設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第39条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主、または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>② <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主、または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>第7章 買収防衛策</p> <p>第41条～第42条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>③ <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>第7章 買収防衛策</p> <p>第38条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役(監査役であったものを含む。)の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
---	--

以上